

1 駐車場

■ 基本的な考え方

自動車は、すべての人が、自由に行動し、移動するための重要な役割を果たしています。

特に、車椅子使用者が利用できる駐車場の確保が必要であり、駐車場の車椅子使用者に配慮した整備が必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所及び共同住宅等を除く施設

■ 整備基準

駐車場は、次に掲げる基準に適合させること。

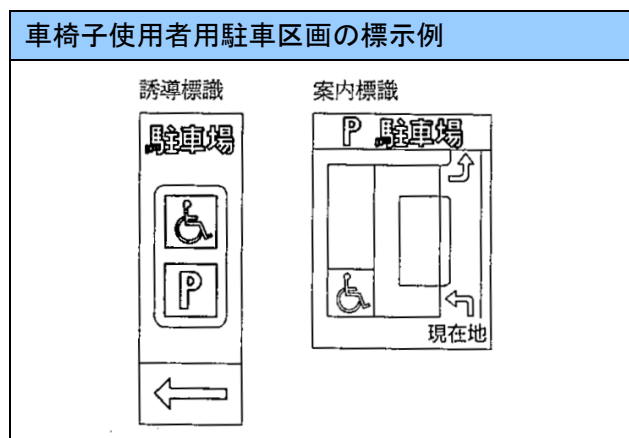
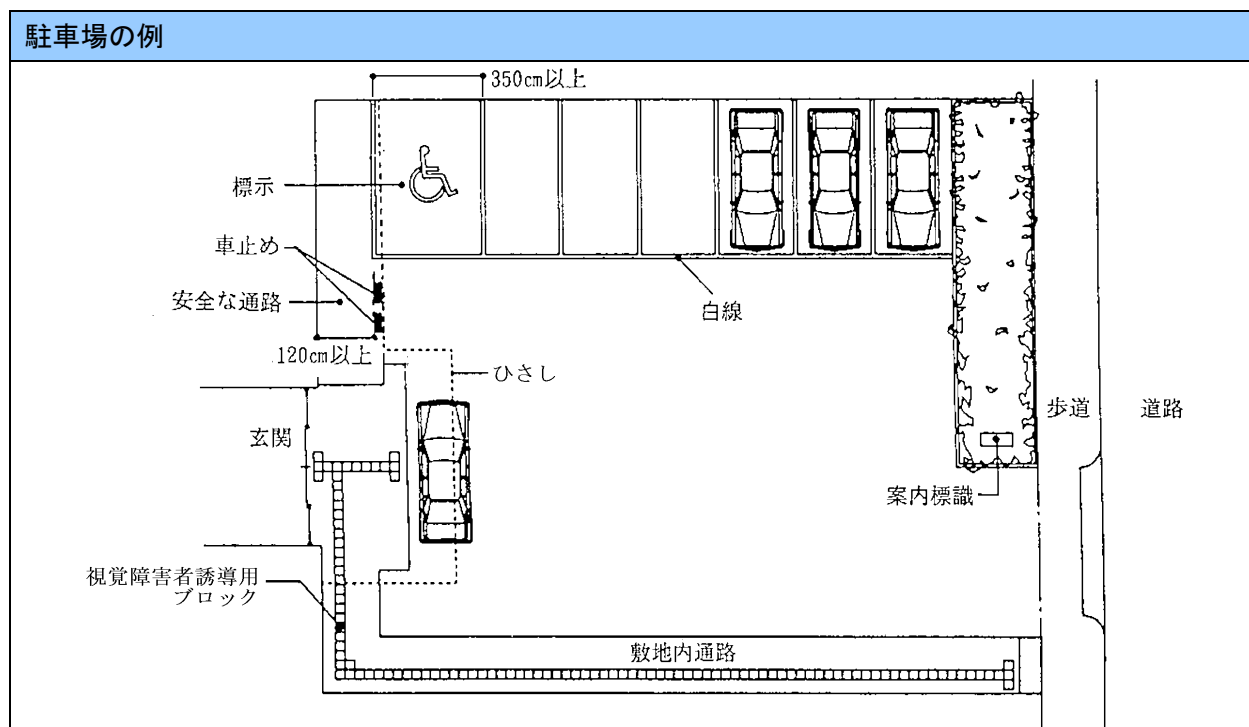
- 1 車椅子使用者用 ●次に掲げる駐車場には、車椅子使用者用駐車区画を次の数設ける。
駐車区画の数 (a) 駐車区域の総駐車台数が20を超える駐車場(駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)には1以上設ける。
(b) バリアフリー法第2条第19号の特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものに設ける駐車場には、バリアフリー法施行令第18条の規定に基づき設ける車椅子使用者用駐車施設の数以上設ける。
- 2 設置場所 ●車椅子使用者用駐車区画は、「3 外部出入口」の基準に適合する主たる出入口に近い位置に設ける。
- 3 スペース ●車椅子使用者用駐車区画の幅は、乗降用スペースに余裕を持たせ、350cm以上とする。
- 4 標示 ●車椅子使用者用駐車区画である旨を見え易い方法により表示する。
- 5 安全通路 ●適用施設の外部出入口から車椅子使用者用駐車場区画に至る駐車場内の通路のうち1以上は、有効幅員120cm以上とする。
●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。

車椅子使用者用駐車区画の数

総駐車台数	車椅子使用者用駐車区画数	
	駐車区域の総駐車台数が 20 を超える駐車場	バリアフリー法第 2 条第 19 号の特別特定建築物で床面積の合計が 2,000 m ² 以上のものに設ける駐車場
0 台	規定なし	規定なし
1～ 20 台		1 台以上
21～ 50 台	1 台以上	2 台以上
51～100 台		3 台以上
101～150 台		4 台以上
151～200 台		総駐車台数×1%+2 台以上
201 台～		

■ 誘導基準

- 1 車椅子使用者用 ○総駐車台数の2%以上の数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を駐車区画の数 切り上げた数)が望ましい。(バリアフリー法における誘導基準と同じ)
- 2 床面仕上げ ○床面は、車椅子での移乗に配慮し、水平な仕上げとすることが望ましい。
- 3 標示 ○進入口から車椅子使用者用駐車区画までは、誘導標識を設置することが望ましい。
○路外駐車場等にあつては、出入口の付近に、車椅子使用者用駐車区画の設置場所、駐車台数及び安全通路が整備してある旨を表示することが望ましい。
- 4 屋根等 ○車椅子使用者用駐車区画及び車椅子使用者用駐車区画から駐車場へ通ずる出入口への通路には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- 5 車椅子使用者用 ○車椅子使用者以外の障害者や高齢者、妊婦、けが人等に対する通常の広さの駐車に準ずる駐車区画(車椅子使用者用に準ずる駐車区画)を車椅子使用者駐車区画に近い位置に画の設置 別途確保することが望ましい。



車椅子使用者用駐車区画の数

総駐車台数	車椅子使用者用駐車区画数
1～ 50 台	1 台 以上
51～100 台	2 台 以上
101～150 台	3 台 以上
151～200 台	4 台 以上
201 台～	全駐車台数×2%台以上

広島県が推進する「思いやり駐車場」については、次のとおりです。

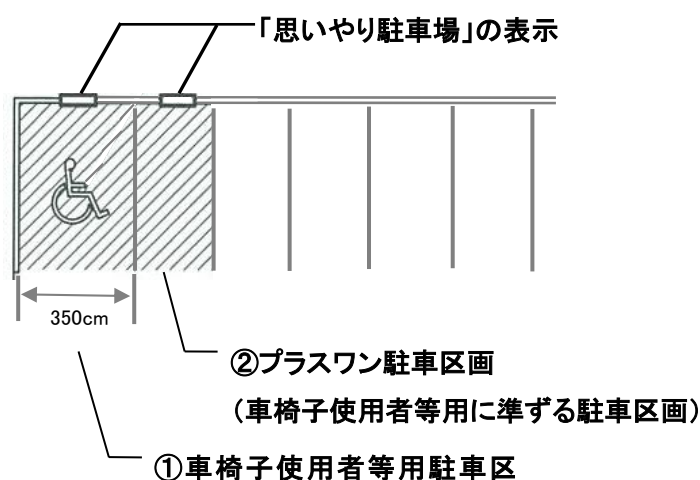
「思いやり駐車場」とは、障害者等用駐車区画として登録された、車椅子使用者等用駐車区画[※]とプラスワン駐車区画(車椅子使用者等用に準ずる駐車区画)の総称です。

県では、思いやり駐車場の登録制度の導入及び利用対象者への「利用証」交付により、思いやり駐車場の適正利用を推進しています。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1305535684157.html> を御覧ください。

※広島県思いやり駐車場利用証交付制度における車椅子使用者等用駐車区画には、広島県福祉のまちづくり条例施行規則第8条に規定される「車椅子使用者用駐車区画」も含まれます。

思いやり駐車場の整備イメージ



思いやり駐車場: ①、②の駐車区画の総称

思いやり駐車場の登録のお願い

広島県では、「思いやり駐車場」として登録いただける施設(駐車区画)を募集しています。

設置(管理)者の皆さまには、車椅子使用者等用駐車区画及びプラスワン駐車区画を「思いやり駐車場」として登録することにより、この制度の普及に御協力いただきますようお願いいたします。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1307065520572.html> を御覧ください。

「思いやり駐車場」の登録についてのお問い合わせ先

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ

電話: 082-513-3144 (ダイヤルイン)

FAX: 082-511-6715

メール: fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp